

環境問題とむきあう

——モノ研究からマルチ・サイテット・アプローチへ

赤嶺 淳

はじめに

グローバル・イシューと称される、相互に関連しあう問題群のうち、本稿では環境問題を取りあげ、環境問題への地域研究的アプローチの可能性を論じてみたい。とはいえ、環境問題も、地域研究も、それぞれが多岐にわたるため、本稿で中心的にあつかう事例は、わたしが過去一〇年ばかり取り組んできたナマコ保全の問題に限定する。具体的には、わたしが「生物多様性保全と文化多様性の尊重」という実践的課題にかかわる過程でさまざまに変化してきた、わたし自身の地域研究観と研究手法の変遷をふりかえりながら、地域研究のこれからを展望してみたい。^{*}

以下では、東南アジア地域研究におけるナマコ研究の位置づけを紹介したあと、ワシントン条約という野生生物保護の国際条約の枠組みと、同条約における水産物の管理と利用に関する問題点を整理する。つづいてわたし自身も部分的に参加してきた同条約におけるナマコ問題の議論の経過を詳述する。それは、今後も類似の水産物各種がワシントン条約の俎上にはのぼることが予想されるなか、「いかなる力がはたらき、どのような過程を経て、結論にいたったのか」の顛末を記録しておくためである。最後に乾燥ナマコという商品の生産から流通、消費の現場をつなぐモノ研究に、国際条約という場（フィールド／サイト）を加えた、マルチ・サイテットな研究手法——マルチ・サイテット・アプローチ——の有効性について論じ、グローバル化時代の地域研究のあらたな方向性として提示しておく。

I 東南アジア研究における ナマコ研究の意義

本稿であつかうナマコは、中国料理の高級食材とされる乾燥ナマコである。中国ではナマコを葉効ゆたかな「海の高麗人參」と考え、海參と呼び、高級な乾燥海産物四種を指す「參鮑翅肚」なる成句にも収められている。參はナマコ、鮑は干アワビ（鮑魚）、翅はフカヒレ（魚翅）、肚は魚の浮き袋（魚肚）である。シイタケと干シイタケが異なる食感をもつように、これら參鮑翅肚も乾燥されることで、生の食材とは異なる独特な食感を呈するようになる。鮑を除く參・翅・肚は、ゼラチンのかたまりであり、その歯ざわりとともにゼラチンに吸収させたスープの味を堪能する。このようにナマコ料理は、漢人のゼラチン食習慣の一環としてとらえられるべきであり、文化的にはゼラチンを含む獣肉食の系譜とも関連して考察されるべきである（鶴見一九九〇）。

四千年の美食文化をほこる中国とはいえ、參鮑翅肚が普及したのは、一七世紀以降のことである。もちろん大帝國であった清国でも生産されていたであろうが、今日のグローバルイズムよろしく、清朝の人びとの胃袋は、東南アジ

アや日本など近隣諸国からの輸入に依存して満たされていた。興味深いのは、東南アジアで乾燥ナマコを買いつけ、中国へ運んでいたのは、イギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国の商船であったことである。当時、ヨーロッパで需要が爆発しつつあった茶を買いつけるため、西洋人たちが清国にアヘンを売りこんだことは有名であるが、西洋人たちはアヘン以外にも中国が欲する物品なら、なんでも物色したのであった。

そんな西洋人たちが目をつけたのが、中国で人気を博していた參鮑翅肚だった。なかでもナマコは、浅瀬のサンゴ礁を涉猟するだけで、子どもでも採捕できた。とはいえ、大量のナマコを獲るには、人海戦術しかない。そのため、東南アジアでは労働力を確保するための奴隷狩りが頻繁におこった。東南アジア海域世界の領主たちは、乾燥ナマコと交換に西洋人から銃火器を入手した。すると、そうした銃火器が、東南アジア海域における海賊行為をさらに激化させる主因となった（Warren 1981）。

茶とナマコをめぐるアジア多島海の混乱が落ちつきをみせるのは、第二次アヘン戦争とも称されるアロー戦争（一八五六―一八六〇年）の後にイギリスがインドやスリランカで茶の栽培に成功する一九世紀なかば以降のことである（角山一九八〇）。

こうしたナマコという商品の歴史については、すでに鶴

見良行が『ナマコの眼』という大著において、オーストラリア北岸から東南アジア、日本をつないだ海道——ナマコ海道——の歴史を叙述している（鶴見一九九〇…一九九九）。鶴見のユニークさは、商品の生産から流通、消費の過程に着目した「モノ研究」という手法にくわえ（鶴見一九八二）、アジアとヨーロッパをむすぶメジャーなハイウェイともいえるマラッカ海道ではなく、オーストラリア北部からスラウェシ島西側を通過し、中国へと北上するマインナーな海道——マカッサル海道——を想定し（鶴見一九八七）、この海道に隣接するマカッサル海域圏がナマコ貿易を通じて形成された一つの文化圏であるとしたことにある。同様に鶴見は、蝦夷地を含む江戸時代の日本列島から中国大陸にいたった海道にも着目し、オーストラリア北岸から蝦夷地にいたるまでの「ナマコ海道」圏とも表現すべき海域連鎖の歴史を再構築してみせた^{＊2}（鶴見一九九〇）。

鶴見のナマコ海道圏仮説は、「島国根性」という熟語に象徴されるように、グローバリゼーション下の今日においても日本を閉じた社会とみなす、「鎖国」信仰を打破するうえで重要な問題提起となっている。同時に宮本常一や網野善彦らに通じる海世界への関心は、鶴見自身が中央主義史観と呼ぶ、「まず国家ありき」との歴史観への批判をこめたものでもあった。

もちろん、こうした東南アジア史におけるナマコの位置

づけについて学び、わたしも、ナマコ研究の可能性を感じてはいた。しかし、わたしがナマコに魅せられたのは、まったくの偶然であった。東南アジア海域世界のダイナミズムを分析する視角として「フロンティア社会論」があるが（土屋一九八八・田中一九九九）、そのモデルの検証として一九九七年七月にマレーシアと国境を接するフィリピンの離島、マンシ島を訪れてからのことである。マンシ島の成人男性およそ二〇名が、二カ月間にもわたって船上で共同生活を営みながら、南沙諸島（Spratly Islands）という中国やベトナムをはじめ六カ国が領有権を主張しあう海域に散在するサンゴ礁でひたすらナマコを獲りつづける操業形態とその規模の大きさに、わたしは驚愕させられてしまった（赤嶺一九九二〇〇〇二二〇〇一…二二〇〇二二〇〇三）。それは、鶴見のえがく牧歌的なナマコ世界と、まったく対照的であったからである。

マンシ島では密輸やダイナマイト漁を含む数々の違法行為も横行していた（赤嶺二二〇〇二）。しかし、国家に依存せずに「自立」したマンシ島漁民たちの姿に、わたしはフロンティア社会のダイナミクスを看取し、感動さえしていたものである。だから、というわけでもないだろうが、当時のわたしは、管理はおろか、「水産資源の持続可能な利用」などといった表現は、政治的スローガンとしか考えていなかった。

ところが、ある日、突然、そんなわたしの姿勢を一変させる転機が訪れた。二〇〇三年六月のことである。水産庁から電話がかかってきたのである。「ワシントン条約で、ナマコが絶滅危惧種か否かをめぐって議論されているので、話を聞かせてほしい」という。それまでにも、鼈甲の原材料として流通してきたタイマイ (*Eretmochelys imbricata*) やシヤコガイ科 (*Tridacnidae*) の全種がワシントン条約による規制の対象となっており、自由に取り扱できないという程度のことでは知っていたものの、ワシントン条約そのものについては無知であった。ましてや、その電話が、日本国内で調査を行う契機ともなり、その後のわたしの研究の方向性を左右することになるとは、当時は思いもよらなかった。

II ワシントン条約と 同条約における水産物の管理

ワシントン条約は、正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) とする。一九七三年に米国の首都ワシントンで成立したことから、ワシントン条約との通称で知

られているものの、一般には、英文の頭文字をとって CITES と呼ばれている。

CITES には、二〇一三年九月二〇日現在で一七八カ国が加盟しており、現在、国連に加盟する一九三カ国の九二・二パーセントを占めている。ほぼ世界中を網羅する、まさにグローバルな条約であり、その実効性が期待される所以でもある^{*)3}。

同条約では、絶滅の危機度に応じて生物種を三段階に区分し、それぞれに異なる管理を義務づけている。絶滅の危機に瀕している生物は附属書Ⅰに掲載され、原則として商業目的の輸出入が禁止されている。ゾウやトラ、ゴリラなど動物園でおなじみの大型哺乳動物の多くが附属書Ⅰ掲載種である。附属書Ⅱに掲載されるのは、現在はかならずしも絶滅の脅威にさらされていないものの、将来的に絶滅する可能性のある生物である。附属書Ⅱ掲載種の輸出にあたっては、輸出国政府の管理当局が発行した輸出許可書の事前提出が必要となるし、輸入に際しては輸出許可書の提示が求められる。

附属書Ⅰと附属書Ⅱへの掲載(と削除)には、二年〜三年ごとに開催される締約国会議(以下、CoP: Conference of the Parties)において、白票をのぞく有効票の三分の二以上の承認を必要とする。他方、附属書Ⅲは、附属書Ⅰや附属書Ⅱとは異なり、締約国が自国内で捕獲採取を禁止ある

表1 CITES 附属書 I および附属書 II に掲載されている魚類 (23属、93種)

学名	和名	英名	APP.	備考
<i>Cetorhinus maximus</i>	ウバザメ	Basking shark	II	ウバザメ科
<i>Carcharodon carcharias</i>	ホホジロザメ	Great white shark	II	ネズミザメ科
<i>Rhincodon typus</i>	ジンベエザメ	Whale shark	II	ジンベエザメ科
Pristidae spp.	ノコギリエイ類	Sawfishes	I/II	<i>Pristis microdon</i> (ラージトウース・ソーフィッシュ) のみ附属書 II で、それ以外のノコギリエイ科全種 (2属6種) は附属書 I
ACIPENSERIFORMES spp.	ヘラチョウザメ類、 チョウザメ類	Sturgeons	II	附属書 I に掲げる種をのぞくチョウザメ目全種 (2科6属25種)
<i>Acipenser brevirostrum</i>	ウミチョウザメ	Shortnose sturgeon	I	チョウザメ科
<i>Acipenser sturio</i>	ニシチョウザメ	Baltic sturgeon	I	チョウザメ科
<i>Anguilla anguilla</i>	ヨーロッパウナギ	European eel	II	ウナギ科
<i>Chasmistes cujus</i>	クイウイ	Cui-ui	I	カトスムス科
<i>Caecobarbus geertsi</i>	カエコバルプス	African blind barb fish	II	コイ科
<i>Probarbus jullieni</i>	プロバルプス	Esok, Seven-striped barb	I	コイ科
<i>Arapaima gigas</i>	ピラルクー	Pirarucu	II	オステオグロッサム科
<i>Scleropages formosus</i>	アジアアロワナ	Asian arowana	I	オステオグロッサム科
<i>Cheilinus undulatus</i>	メガネモチノウオ	Humphead wrasse	II	ペラ科
<i>Totoaba macdonaldi</i>	トトアバ	Totoaba	I	ニベ科
<i>Pangasianodon gigas</i>	メコンオオナマズ	Giant catfish	I	パンガスイウス科
<i>Hippocampus</i> spp.	タツノオトシゴ類	Seahorse	II	ヨウジオウ科タツノオトシゴ属全種 (47種)
<i>Neoceratodus forsteri</i>	オーストラリアハイギョ	Australian lungfish	II	ケラトダス科
<i>Latimeria</i> spp.	シーラカンズ	Coelacanth	I	ラティメリア科

(出所) CITES Species Database [<http://www.cites.org/eng/resources/species.html>], http://www.trafficj.org/aboutcites/appendix_animals.pdf

表2 CITES 附属書 I および附属書 II に掲載されている魚類と発効年

学名	和名	附属書	発効年
<i>Acipenser brevirostrum</i>	ウミチョウザメ	I	1975
<i>Acipenser sturio</i>	ニシチョウザメ	I	1975
<i>Chasmistes cujus</i>	クイウイ	I	1975
<i>Probarbus jullieni</i>	プロバルプス	I	1975
<i>Scleropages formosus</i>	アジアアロワナ	I	1975
<i>Pangasianodon gigas</i>	メコンオオナマズ	I	1975
<i>Arapaima gigas</i>	ピラルクー	II	1975
<i>Neoceratodus forsteri</i>	オーストラリアハイギョ	II	1975
ACIPENSERIFORMES spp.	ヘラチョウザメ類、チョウザメ類	II	75/83/92/98 *
<i>Latimeria</i> spp.	シーラカンズ	I	1975/2000 *
<i>Totoaba macdonaldi</i>	トトアバ	I	1977
<i>Caecobarbus geertsi</i>	カエコバルプス	II	1981
<i>Rhincodon typus</i>	ジンベエザメ	II	2003
<i>Cetorhinus maximus</i>	ウバザメ	II	2003
<i>Hippocampus</i> spp.	タツノオトシゴ類	II	2004
<i>Cheilinus undulatus</i>	メガネモチノウオ	II	2004
<i>Carcharodon carcharias</i>	ホホジロザメ	II	2005
Pristidae spp.	ノコギリエイ類	I/II	2007
<i>Anguilla anguilla</i>	ヨーロッパウナギ	II	2007

(出所) CITES Species Database [CITES n.d.]

(注) * = 発効年に複数の年の記載があるのは、附属書の改訂があったため



写真1 CoP16にてシュモクザメ類の保護への投票を訴える環境NGO (出所) 2013年3月、筆者撮影

いは制限している生物に関し、締約国各国の協力をあおぐために独自に掲載することができるとはいえ、CoPの議決を経ないため、締約国への拘束力は限定的となる。

CIETES事務局のホームページによれば、二〇一三年九月二〇日現在、動物のうち約五千種が同条約の管理下にあるという(CIETES n.d.)。このうち、附属書Iと附属書IIに掲載されている魚類、一八科二三属九六種をまとめると表1のようになる。なお、二〇一三年三月にバンコクで開催されたCoP16では、あらたにサメ類五種(ヨゴレ *Carcharhinus longimanus*¹、アカシユモクザメ *Sphyrna lewini*²、ヒラシユモクザメ *S. mokarran*³、シロシユモクザメ *S. zigeana*⁴

ニシネスミザメ *Lamna nasus*)とマンタ類二種 (*Manta alfredi*, *M. birostris*) が附属書IIに掲載されることになった(写真1)。通常、附属書の改訂はCoP終了後九〇日をもって発効するが、CoP16で掲載が決まった板鰐類(サメ類とエイ類)七種については、関係国が多く執行体制を構築するため一八カ月間の猶予が必要ということで、二〇一四年九月一四日から発効することになっている。

たしかに種数だけをとりあげると、附属書Iと附属書IIに記載されている魚類は、多すぎるというわけではない。しかし、視点をかえると、ある傾向があらわれてくる。CIETES事務局での勤務経験をもつ保全生態学者の金子与止男は、表1を時系列に整理しなおした分析を行っている(表2)。すなわち、(一)CIETESが発効した一九七五年の時点で附属書Iもしくは附属書IIに記載されていた魚類三五種は、シーラカンスをのぞき、すべてが淡水魚であった(もつとも、チヨウザメの一部はウミチヨウザメなど、海から河川への可塑性をもつ)。(二)その後、一九七〇年代と一九八〇年代を通じて附属書に掲載されたのは、わずかに二種にすぎなかった。しかも、一九九〇年代に掲載された魚類は皆無であった。ところが、(三)二〇〇二年に開催されたCoP12以降は、海産種を中心に五九種(このうち、属のすべてが記載されたタツノオトシゴ類が四七種と八割ちかくを占める)が掲載されるにいたっている(金

子二〇一〇)。

すべて否決されたとはいえ、二〇一〇年三月にカタルで開催されたCOP15で提案された附属書改正案のうち、魚類の提案が大西洋クロマグロにサメ類八種の合計九種にのぼったことは記憶にあたらしい。しかし、大西洋クロマグロを附属書Iに掲載するというモナコ提案が「賛成二〇、反対六八、棄権三〇」の大差で否決されたことに始まり、サメ類についての附属書IIへの掲載提案も、すべてが否決されてしまった。

たしかにマグロ類もサメ類も野生生物ではあり、CITESが保護すべき生物だといえる。しかし、COP15の結果は、(稀少生物でもある一方で)食料資源でもある水産種の管理と利用は、漁業管理を専門にする地域漁業管理機関(RFMO: Regional Fisheries Management Organizations)や国連食料農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)などの専門機関に任せるべきだ、との締約国各国の意志表示だとうけとめることができる(と、少なくとも、わたしはそのように考えていた)。

ところが、COP15のほぼ三年後に開催されたCOP16では、提案された七種すべての魚類が附属書に掲載されたわけである。COP15とCOP16に参加して感じたのは、会場の空気がまったく異なっていたということである。COP15では、各提案について賛否両論のデベートが展開

され、オブザーバーとしても熱いデベートを楽しむことができた。しかし、COP16では附属書への掲載提案への賛成意見ばかりがにつき、反対意見はポツポツと「息絶え絶え」であり、デベートにはなりえなかった(写真2)。こうしたCITESの空気が激変した背景については、やや長期的な観察をふまえて多角的に考察していく必要があるものの、CITESにおける海産物、とくに商業的に利用されてきた水産種(CEAS: commercially exploited aquatic species)は、今後も重要度を増しつづけるものと思われる。

そうした傾向を裏づけるため、表2にかかげた魚類が食



写真2 サメ類の附属書IIへの掲載を祝う環境NGO (出所) 2013年3月、筆者撮影

用となるかどうかをみてみよう。上記三点とは異なる性格が洞察できよう。シーラカンスはもとより、アジアアロワナもオーストラリアハイギョも、非食用種である。コンゴ盆地の洞窟に生息し、目が退化したカエコバルブスも同様である。

他方、クイウイは、米国ネバダ州ピラミッド湖とトゥラッキー川に固有の淡水魚で、周囲に生活するネイティブ・アメリカ人たちに食され、そうした人びとには民族的アイデンティティのよりどころとなっている。カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、マレーシアに生息するプロバルブスも、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムに生息するメコンオオナマズも、こうした国々では貴重な食料として流通してきた。世界最大の淡水魚として水族館でおなじみのピラルクーは、ブラジル、ペルー、ガイアナに生息し、同地域の先住民にとって貴重な食料である（大橋二〇一三）。トトアバは、メキシコで食用とされてきた海水魚である。

こうしてみると、二〇〇〇年代以前に掲載されてきた魚類の多くは非食用であったし、かつ食用とされてきた魚類の多くは生息域が限定的で（キャビアを産するチョウザメ類を除き）、国際貿易というよりは、むしろ、生産国内でローカルに利用されてきたものであることがわかる。これに対して、二〇〇二年以降に記載された魚類は、すべてが



写真3 フィリピンでは、ジンベエザメの餌付けがなされており、年間を通じて観光客が訪れる（出所）2013年2月、筆者撮影

食用となるものであり、生息域も広汎におよび、その消費は生息域内ではなく、むしろアジア市場である。この意味において、国際貿易を規制することで野生生物を保護しようとするCITESが管理するにふさわしい魚種だともいえる。しかし、問題は、こうした魚類は、アジアの「伝統」的商品であったということである。これが、CITESにおける水産物管理の四点目の特徴である。

加えてジンベエザメ（最大体長一三メートル）とウバザメ（同一メートル）は、それぞれ魚類のなかで一、二位の大きさをほこり、その大きさだけでも、圧倒される存在でもある（写真3）。とくにジンベエザメは、その愛嬌あ

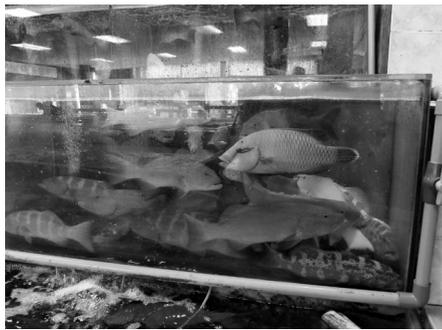


写真4 海鮮料理店の水槽で飼育されているメ
ガネモチノウオ (出所) 2013年11月、筆者撮影

る体形とおだやかな性格から、水族館の人気者でもある。最大体長二メートルにもなる、ナポレオンフィッシュも、ダイビングや水族館での人気者である。他方、広東語で蘇眉と呼ばれる同種は、はちきれんばかりのゼラチンがつまつた口唇が特徴であり、このゼラチンに大枚をはたく食通も少なくない(写真4)。タツノオトシゴは漢方薬の原材料とされているが、この奇妙な魚類も、そうであるだけにいとしく、保護すべき対象ともなりうる。つまり、巨大であり、かつ、奇妙な動物であるからこそ、環境保護のシンボル(エコ・アイコン)たりうるのである。つまり、エコ・アイコン化しやすい魚種が記載されていること、これ

が第五点目の特徴である。

まとめよう。(一)ワシントン条約が発効した一九七五年の時点で附属書Ⅰもしくは附属書Ⅱに記載されていた魚類は三五種にのぼり、そのほとんどすべてが淡水魚であった。(二)その後、一九九〇年代末までにあらたに附属書に掲載されたのは、わずか二種にすぎなかった。(三)二〇〇二年以降は、海産種を中心に五九種が掲載されるにいたっている。(四)過去一〇年間に掲載された魚類は広範囲に生息している一方で、その消費は、ほぼアジア地域に限定されている。(五)こうした魚類には、野生生物保護のシンボル(エコ・アイコン)として機能するものが多い。

Ⅲ ワシントン条約におけるナマコ問題

現在、CITESの規制をうけるナマコ類は、拘束力の弱い附属書Ⅲに記載されているフスキスナマコ(*Isostichopus fuscus*)のみである。これはガラパゴス諸島での違法操業を問題視したエクアドル政府が、二〇〇三年に記載したものであり、CITESにおけるナマコ問題の発端となった生物である*5。(前掲の表1、表2は附属書Ⅰと附属書Ⅱに記載された魚類のみである。ナマコは棘皮動物であり、CEASではあっても魚類ではない)。

ナマコ類がCITESの組上りのほったのは、二〇〇二年一月、サンチャゴで開催されたCOP12でのことである。厳密にいうと、提案国である米国は、附属書への掲載をもとめたのではなく、「ナマコ類を附属書Ⅱへ記載することによって、ナマコ資源が保全されるのかどうか」の議論を提案した(CoP12 Doc. 46)。これをうけ、COP12では、ナマコ資源の利用実態を明らかにするためのワークショップの開催が決まり、その成果を次回COP13までに吟味することが動物委員会(AC: Animals Committee)に義務づけられた(決定12.60)。

COPは二〜三年に一度開催されるため、その間にさまざまな案件を整理・検討するのは、毎年開催される各種の委員会である。ナマコ類の場合には、ナマコ類が動物であるため、ACがその任にあたった。

ワークショップ開催にむけての作業は、COP12閉会直後に開催されたAC19(二〇〇三年八月)から開始され(AC19 Doc. 17)、二〇〇四年三月に、「クロナマコ科とシカクナマコ科のナマコ類の保全に関する専門家会議」(Technical Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae (Decisions 12.60 and 12.61))と題してブレーシアのクアラ Lumpurで開催された(以下、KL会議)。しかし、決議12・60がもとめるように、ACには同年一〇月に開

催されたCOP13で成果報告を行う時間的余裕はなかった。結局、COPを目前にひかえたAC20(二〇〇四年四月)において、米国がCITES事務局と協力して報告書をもとめることが決まった(AC20 Summary Report: 22)。

そこでCOP13では、エクアドルからの提案を採用し(CoP13 Doc. 372)、ACに対してCOP14(二〇〇七年六月)までに締約国が判断できるような資料を作成しておくことを再度、義務づけた(決議13.48)。この原案を作成するにあたり、AC21(二〇〇五年五月)では、KL会議の評価をコンサルタントに依頼することが決まり(AC21 WG5 Doc. 1)、二〇〇六年七月に開催されたAC22においてA四判二八頁におよぶ資料が配布された(AC22 Doc. 16)。

COP14では、関係者からなる作業部会が組織され、あらかじめACが作成していた決議案原案の修正が行われた*。COP14での決定では、関係各国に資源管理策の策定をもとめる一方、同条約による規制が漁業者の生活へおよぼすであろうインパクトも考慮することが義務づけられたし(決定14.98)、ACに対しては、あらたにFAOが主催するナマコ資源の持続的利用に関するワークショップの成果を取り込むことが課された(決定14.100)。

FAOによるワークショップは、二〇〇七年一月に「ナマコ資源の持続的利用とナマコ漁の管理のためのFAO専門家会議」(FAO Technical Workshop on Sustainable

Use and Management of Sea Cucumber Fisheries」と題してガラパゴス諸島のプエルト・アヨラで開催された。同ワークショップの報告書が二〇〇八年一月に刊行されたことをうけ (Torai-Granda 2008)、二〇〇九年四月に開催されたAC24においてナマコに関する作業部会が設置された^{*}。FAO会議の報告書にもとづいた議論がなされた (AC24 WG6 Doc. 1)。

参加したのは、カナダ、中国、日本、サウジアラビア、米国の五カ国と政府間機関の欧州共同体 (European Community) にNGOのアーストラスト (Earthtrust)、スワン・インターナショナル (SWAN International)、トラフィック (TRAFFIC) の三団体で、米国内務省のナンシー・デビス (Nancy Davis) 氏が議長をつとめた。同作業部会では、(一) FAOのガラパゴス会議の中心課題がCITESの附属書掲載をめぐる可否にあったわけではなく、より広義の資源管理の方策にあったこと、(二) そのため同報告書にはCITESの附属書掲載についての提言が直接的になされていないことが確認され、(三) 作業部会として同報告書の評価はくじがたいとの結論にいたった。しかし、ガラパゴスの事例を分析した論文は検討にあたいするものであり、CITES事務局に対し、「FAOの報告書の要約とともにガラパゴスの事例研究についての要約を行うこと」を提案した (AC24 WG6 Doc. 1)。

FAOの報告書でガラパゴスの事例について考察したベロニカ・トラルグランダ氏は、AC22における議論のたたき台を作成した研究者でもある。同報告書において彼女は、個人的な意見としながらも、「違法採集や密輸についての監視体制がととのっていない状況では、CITESは機能しえないとし、エクアドルのような途上国政府にとつては、そうした監視体制の強化も政治経済的な重荷となる」とCITESの附属書掲載についての消極的な展望をのべている (Torai-Granda 2008: 250)。

しかし、ACとしての見解をその後も集約できず、二〇一〇年三月に開催されたCOP15でも、ナマコ類の管理問題は継続審議となった。その事情は、つづくAC25 (二〇一一年七月) でも同様であった。というのも、ACには、附属書IIに掲載された動物のなから、とくに大規模に貿易されている種を監視する仕事 (RST: Review of Significant Trade) が課されており、COPを重ねることに種が増えていく野生動物の国際貿易モニタリング評価をかざられた時間内にやることだけでも大変な作業なのに、まだ記載されていないナマコ類の問題を議論する余裕などないのが実情であった¹⁰⁾。

二〇一二年三月に開催されたAC26において、「ナマコ類は各国の責任で管理すること」が確認され、二〇一三年三月のCOP16においてACの提案が原案のまま採択さ

れ、一〇年におよんだCITESにおけるナマコ問題は幕を閉じた。

IV マルチ・サイテット・アプローチの可能性

二〇〇二年一月のCOP12における米国による問題提起から一〇年強のあいだ、二〇〇四年のKL会議をのぞくと、CITESではナマコの管理について議論らしい議論はなされなかった。結果的に国連の専門機関であるFAOの研究成果に依拠した形で問題は決着した。KL会議にも、FAOのワークショップにも、またCOPにも、ACにも参加してきたわたしとしては、ナマコ類が回遊魚ではなく、地先に定着した(底棲)動物であることを考えると、「ナマコ類を各国の責任で管理すること」は、最初から自明の結論だったように思えてならない。

たしかにACやCOPでは議論のための議論を行っていたように感じはするものの、CITESという国際会議に参加するようになったことが、わたしの研究の転換点となったことはまちがいない。それまでも無自覚であったつもりはないが、CITESを契機に研究成果の流通とその社会的責任について、つよく意識するようになったからである。

というのも、ACやCOPで参照されるのは、欧米の科学専門雑誌に掲載された論文か、もしくはFAOなどの実績ある専門機関が編纂した論文集に収録されたもののみである。こうした媒体に研究成果が掲載されなかり、国際会議の場で自分の研究成果が流通することはない。

他方、KL会議やFAOのワークショップに参加して思うのは、「ナマコ狂」(holohurian enthusiast)を自認する、生物としてのナマコの不思議さに憑かれた生物学者のコミュニティが存在し、専門家としてのかれらの発言が、国際社会を動かしようという責任の重さを、研究者も、わたしたちも、理解しておく必要があるのではないか、ということである。専門分野のちがえば、それまでであるが、ナマコを生物としてとらえるのか、あるいはナマコを人間の生活と関係づけて考えるかによって、管理の方向性は当然、ことなってくる。要は、問題の奥行きと広がりをごとまでとらえるか、その想像力の多寡である。

わたしは、マンシ島で乾燥ナマコの生産過程の調査を開始した当初から、こうした商品がどうやって流通し、消費されていくのか、の一連のシステムに関心をもっていた。生産現場を消費される社会とつなげて理解することで、現代社会の問題点をあきらかにすることができると思えていたからである。それは、「ナマコ学の祖」とでもいえる鶴見良行が意識していたモノ研究の手法でもあるし(鶴見

一九八二(二〇〇〇)、アジア・太平洋をフィールドにコンズ研究を展開してきた秋道智彌(一九九五)が、輸出志向の強い海産物の生産から流通にいたる過程にさまざまな民族が関与していることに着目し、それらの民族間ネットワークをエスノ・ネットワークと呼び、資本関係を含めた民族間関係や生業基盤に応じた民族間分業の動態を明らかにしていくことを海洋民族学の課題としていたからでもあった。

マンシ島から出荷される乾燥ナマコの集散地であるパラワン島のプエルト・プリンセサの仲買人までは、調査は容易であった。点と点をつなぐだけだったからである。しかし、そこから先が問題であった。プエルト・プリンセサからマニラへ船で移出されることは事実であるが、肝心のマニラ在住の輸出商が会ってくれなかった。プエルト・プリンセサの仲買人たちに紹介を依頼しても、「ボスが嫌がるかもしれない」と端から相手にしてくれなかった。それは、多分にビジネスの琴線に触れる問題だったからである。ことは香港でも同様であった。香港で乾燥海産物がある地域は南北行(Nam Pak Hong)と呼ばれている。南北行は南北雑貨をあつかう店といった意味で、香港島の上環地区内の一部をさす総称である(地図にその呼称は記載されていない)。一九世紀に開港した当初は、タイからの米の輸入で繁栄したものの(王二〇〇三)、現在は漢方薬

や乾燥海産物の問屋が集中する地域となっている。南北行の中心は、乾燥海産物問屋が集中する Bonham Strand West(文咸西街)と Wing Lok St(永樂街)であり、たがいに並行する三百メートルほどの街路に大小の問屋がひしめいている。若気のいたりそのものであるが、一九九九年以降、わたしは、思いつくかぎりの伝手を頼り、また素手での体当たり調査を何度も試みては、店頭で追い返されるのが常であった。

そんな状況に転機がおとずれしたのは、二〇〇四年であった。KL会議が開催されて以降のことである。香港の貿易商たちの(一部の)態度が協動的になったのである。ナマコ類だけではなく、すでにサメ類もCITESの俎上にあつたし(二〇〇四年一〇月のCOP13では、ジンベエザメもウバザメも附属書Ⅱに掲載された)、関係者の一部にCITES問題と腰を据えて取り組まなくてはならない、という気運が醸成されつつあつたのである。

グローバルゼーション、あるいは世界システム下にある今日の人類学のあり方を模索しつづけてきた文化人類学者のジョージ・マーカス(George Marcus)は、調査地社会の全体像をえがくためにも、複数の地域における調査をふまえ、調査地のおかれた状況をより大きなシステムに位置づける必要性を主張する(マーカス一九九六:三一〇—三一三)。「マルチ・サイテット・アプローチ(MSA: multi-

sited approach) として知られる、マーカス (Marcus 1995) が提唱したこの研究手法は、文字どおりに複数 (multi-) の場所 (site) での調査を前提としている。

マーカス自身が期待を寄せるように、MSAは、生産・分配・消費を俯瞰する資本主義システムの研究に適用していいであろうし (マーカス一九九六:三二一)、送りだし側と受けいれ側が明確な移民研究に向いている (Coleman and von Hellermann eds. 2011; Falzon ed. 2009)。しかし、MSAの可能性は、それだけではない。というのも、マーカスの提案が、マリノフスキー以来の人類学の伝統を、現代社会に即した方向に改善していこうとするものであり、多岐にわたる戦略を含蓄しているからである。

したがってMSAを理解するにあたっては、場所の複数性にこだわるよりも、マーカスが採用した *site* の同義語として、より主体的な「立ち位置」とも訳すべき *position* (ポジション) を想定し、そのことの意義を重視すべきではないか、とわたしは考えている。たとえば、マーカスが述べるように、HIV患者支援組織の研究を行う過程で、研究者が研究と並行して患者の支援運動にかかわることは、当然の帰結であって、そもそも研究と運動・実践のあいだに明確な線を引くことは困難である (Marcus 1995: 113)。

日本語の「二足の草鞋」には、どことなくネガティブなイメージがつきまとうが、マーカスが言わんとするところ

は、研究者と運動家なり、研究者とプロデューサーなり、なんでもいい、複数の草鞋を履いてみよう、ということである。そして、より重要なことは、草鞋の履き方を議論するのではなく、まず履いて歩いてみようという、行動／実践なのである。

白状しよう。CITES問題を契機として香港の間屋さんたちの姿勢が解放的になったとき、わたしは、自身のモノ研究に厚みがでることを直観できた。難攻不落だと思っていたナマコ・ネットワークの頂点にのぼりつめた思いだった。事務室に招き入れられ、給仕してくれた普洱茶を飲みながら、内心、ほくそ笑んだものである。しかし、かれらと懇意になるにつれ、かれらなりの危機感に共感できるようにになった。どうすればよいのか？

また、国内のある研究会で「文系の研究発表は、なるほどなあ、と問題の分析視角に驚かされるし、勉強にもなる。しかし、そのような分析をもとに、どのような助言を漁業者に行えばよいのでしょうか」と地方自治体で水産行政にたずさわる方から質問されたことがある。なに一つ技術をもたないわたしが漁業者に助言するなど、おこがましいかぎりである。しかし、現実には漁業者はさまざまな問題に直面している。どうしたらよいのか？

このような問いに自問自答しながら、自分の研究方向とその実践方法を模索しているときに、わたしはMSAに出

会い、背中をおしてもらった。正直に言えば、東南アジア地域研究者を標榜しながらも、世界の主要都市で開催される国際会議をハシゴすることにためらいがなかったわけではない。また、フィリピンからの帰りに香港にストップ・オーバーし、なんの成果もないままに麵をすすって帰国するほど惨めなことはなかった。

もちろんマーカスに背中をおされたからといって、問題が解決したわけではない。しかし、自分のなかでの迷いは消えた。グローバルゼーション下の今日、水産物のモノ研究やエスノ・ネットワーク研究を行うには、生産・流通・消費の一連のシステムに加え、いまや国際会議という場（サイト）も、必要不可欠な調査地（フィールド）であることはまちがいない。そうした複数のサイト／フィールドを往還しながら、研究と運動・実践とを区別することなく、さまざまなことに挑戦してみるしかない。

おわりに

グローバルゼーションについて積極的に発言をしている米国人ジャーナリストのトーマス・フリードマンは、グローバルゼーションを冷戦崩壊後の世界システムととらえ、東西両陣営への分断が冷戦下の世界システムであった

ならば、グローバル化システムの特徴は市場の統合だという（フリードマン二〇〇〇・上二九一三〇）。米ソという超大国の均衡で維持されていた冷戦下の世界システムを構成した単位は国家であった。しかし、フリードマンによれば、それまでバラバラに進化していたIT技術、投資方法、情報収集法という三つの変化が一九八〇年代後半に一気に統合した結果、冷戦下に築かれたあらゆる壁を瓦解させ、世界はグローバル化システムに統合されたのだという。当然、冷戦システム下で所与のものとされた国家と（グローバル）市場の、また国家と個人のバランスもさまざまな境界も、ゆらぐこととなる。

わたしは、なにもフリードマンがいうグローバル主義者（グローバルリスト）を賛美したいわけではない。しかし、フットワークのよさといい、世界を多次元から複眼的に眺め、かつその複雑な現代社会の様相を平易な文章で報告するかれの著述姿勢に共感している。

フリードマン（二〇〇〇・上四一）はいう。

現在、政治や文化、技術、金融、国家安全保障、生態環境学をおのおの独立させていた伝統的な境界が、どんどん消滅している……。このうちのどれかひとつの問題を説明しようとするれば、しばしばほかの問題にも触れなくてはならず、全体を説明しようとするれば、個別の問題

すべてに触れなくてはならない。つまり、有能な国際情勢コラムニスト、あるいは記者でありたいなら、たがいに共通性のないさまざまな見地から情報を仕入れ、……それらの情報をひとつに攢り合わせる方法を学び、たどひとつの見地に立つていたらけつして手に入らないはずの一枚の大きな世界図を織り上げる必要がある。……人と人がこれまでになく密接に結びついたこの世界では、さまざまな関係を読み取り、点と点を結んでいく能力こそ、ジャーナリストが提供できる本当の付加価値になる。相互関係を読み取らないと、世界全体を見たことにはならない。(傍点筆者)

本稿でわたしが強調したいことは、右に引用したフリードマンの主張につきる。これまで冷戦システム下よろしく細分化されてきた学問を、有機栽培で育った野菜のように、より太く、全体が見とおせるものにしていこう、というものである。そのためにも、細分化ではなく、さまざまな異業種間、ことなるキャリア、立場の人びとと交流し、発想をゆたかにしていこう。こうした立場にたてば、そもそも、研究者／運動家といった二項対立的なとらえ方は現実的ではないはずだ。すべての境界が溶けていくのが現代社会の宿命だとしたら、少なくともグローバルスタディーズ／地域研究を志す者は、専門家(スペシャリスト)とい

う壁にまもられた存在ではなく、ともに十種競技よろしく万能家(ジェネラリスト)をめざしていこうではないか。

●注

*1 本稿は、すでに発表している赤嶺(二〇一三a)と赤嶺(二〇一三b)に加筆修正したものである。なお、本稿は日本財団アジア・フェローシップ(API Fellowship; Fellowship for Asian Public Intellectuals)のフェローとしてわたしがロタキナバル(マレーシア)に滞在中に執筆したものである。同フェローとしてのわたしの研究課題は、第IV節で論じたマルチ・サイテット・アプローチの一環として、コタキナバル周辺のナマコ産業の関係者を組織し、ナマコ保全についてのプラットフォーム(Gamat Net)を組織することである。フェローシップ中の研究成果については、いずれ論じてみたい。

*2 わたしは鶴見の「ナマコ海道」仮説をうけ、その延長線上として、日本と東インドネシアとのつながりについて考察したことがある(赤嶺二〇一〇)。シカクナマコ(*Sichopus chloronotus*)が、現在の東インドネシアで *trepang jipung* (日本なまこ)と呼ばれており、かつ、この名称が一八世紀のオランダの史料にも記されていることから(Sutherland 2000)、少なくとも一八世紀には、日本と当時の蘭領東インドの島嶼とをつなぐコモディティ・チェーンが存在した可能性を提示した。なお、中国史家の濱下武志は、独自の視点から、ナマコに特化した鶴見モデルよりも、より一般的なアジアにおける海域世界の連鎖を論じている(濱下一九九七)。

*3 台湾はCITESの締約国ではないため、台湾政府関係

者はスワン・インターナショナル (SWAN International) という NGO としてオブザーバー参加している。

*4 CITES においてサメ類の管理が最初に議題となったのは、一九九四年に米国で開催された C o P 9 であり、提案国は米国であった。その後 C o P 11 (二〇〇〇年) において再提案され、今日にいたっている。ワシントン条約にかぎらず、サメ類管理のエコ・ポリティクスは、水産資源学者・中野秀樹の著書 (中野二〇〇七) に詳しい。

*5 CITES におけるナマコ問題の推移の詳細は、赤嶺 (二〇一〇) を参照する。

*6 CITES では、C o P の決定事項に Decision と Resolution とがあり、日本語訳としては、前者に「決定」、後者に「決議」をあてることになっている。

*7 K L 会議の報告書は、Bruckner ed. (2006) を参照のこと。レターサイズ判二四四頁におよぶ同報告書は、米国商務省海洋大気庁 (NOAA: National Oceanic and Atmospheric Administration) の刊行物として出版された。CITES に関係する NOAA の出版物のほとんどがインターネットで入手できるものの、二〇一三年九月二〇日現在、本報告書はインターネットで入手できる状況にない。なお、事業予算八万米ドルとみつもられた事業予算のうち、CITES 事務局が二万米ドルを用意し (ACI9 Doc. 17: 2)、それ以外の資金は、NOAA とマレーシア政府、TRAFFIC 東南アジアが提供した (Bruckner ed. 2006: iii)。NOAA がどれほど負担したのかは開示されていないが、大部分を NOAA が提供しているとするれば、説明責任上、同報告書を WEB 上で公開しな

い理由が気になることがある。

*8 ナマコ類保全作業部会の構成は、中国、エクアドル、フィジー、アイスランド、インドネシア、日本、ノルウェー、韓国、米国に、オブザーバーとして政府間機関の FAO、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、NGO の IWMC World Conservation Trust、Species Management Specialists、TRAFFIC が参加した。議長は欧州共同体から選出され、開催国オランダの外務官僚がその任にあつた (CoP14 Com. I, Rep. 2 (Rev. 1), p. 2)。

*9 FAO による「」の会議の成果物には、Purcell (2010) と FAO (2010) もあつた。

*10 通常、C o P は二日間、AC は五日間の開催となる。わたしは、C o P 14 (二〇〇七年) からすべての C o P に、AC 23 (二〇〇八年) からすべての AC に参加し、さまざまな機会をとらえ、ナマコ問題についての意見を訊いてきたが、CITES にしろ AC にしろ、あまりにも議題が多すぎて、「ナマコなど議論する余裕はない」という声が多かった。ナマコに議論の時間が割られないことについて米国政府の関係者は、「CITES コミュニティからの支援が得られない」とこぼしていた。

●参考文献

赤嶺淳 (一九九九) 「南沙諸島海域におけるサマの漁業活動——干魚と干ナマコの加工・流通をめぐって」『地域研究論集』二巻二号、一二三—一五二頁。

赤嶺淳 (二〇〇〇) 「熱帯産ナマコ資源利用の多様化——フロ

ンティア空間における特殊海産物利用の一事例」『国立民族学博物館研究報告』二五巻一号、五九―一二二頁。

赤嶺淳（二〇〇一）「東南アジア海域世界における資源利用——環境変化と適応性をめぐって」『社会学雑誌』一八号、四二―五六頁。

赤嶺淳（二〇〇二）「ダイナマイト漁民社会の行方——南シナ海サンゴ礁からの報告」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海——水産資源管理の人類学』人文書院、八四―一〇六頁。

赤嶺淳（二〇〇三）「干ナマコ市場の個性——海域アジア史再構築の可能性」岸上伸啓編『先住民による海洋資源利用と管理』国立民族学博物館調査報告四六、国立民族学博物館、二六五―二九七頁。

赤嶺淳（二〇一〇）『ナマコを歩く——現場から考える生物多様性と文化多様性』新泉社。

赤嶺淳（二〇一三a）「能登なまこ供養祭に託す夢——ともにかかわる浜おこしと環境保全」赤嶺淳編『グローバル社会を歩く——かわりの人間文化学』新泉社、二〇―七二頁。

赤嶺淳（二〇一三b）『グローバル社会のフィールドワーク——編者あとがきにかえて』赤嶺淳編『グローバル社会を歩く——かわりの人間文化学』新泉社、三四―三五〇頁。

秋道智彌（一九九五）『海洋民族学——海のナチュラリストたち』東京大学出版会。

大橋麻里子（二〇一三）「姿を消した魚ビラルク」『月刊みんな』二〇一三年七月号、六一―七頁。

金子与止男（二〇一〇）「水産資源をめぐるワシントン条約の近年の動向——ミニシンポジウム記録 板鯉類資源の保全と

管理における現状と課題」『水産学会誌』七六巻二号、二六三―二六四頁。

田中耕司（一九九九）「東南アジアのフロンティア論にむけて——開拓論からのアプローチ」坪内良博編『総合的地域研究』を求めて——東南アジア像を手がかりに』京都大学学術出版会、七五―一〇二頁。

土屋健治（一九八八）「インドネシアの社会統合——フロンティア空間についての覚え書き」平野健一郎ほか著『アジアにおける国民統合』東京大学出版会、一四三―一八八頁。

角山栄（一九八〇）『茶の世界史——緑茶の文化と紅茶の社会』中公新書五九六、中央公論社。

鶴見良行（一九八二）『バナナと日本人——フィリピン農園と食卓のあいだ』岩波新書黄版一九九、岩波書店。

鶴見良行（一九八七）『海道の社会史——東南アジア多島海の人びと』朝日新聞社。

鶴見良行（一九九〇）『ナマコの眼』筑摩書房。

鶴見良行（一九九九）『ナマコ』鶴見良行著作集九、みすず書房。

鶴見良行（二〇〇〇）『海の道』鶴見良行著作集八、みすず書房。

中野秀樹（二〇〇七）『海のギャング サメの真実を追う』ペルソブックス二八、成山堂書店。

濱下武志（一九九七）『歴史研究と地域研究』濱下武志・辛島昇編『地域史とは何か』世界の地域史一、山川出版社、一六一―一五二頁。

フリードマン、トーマス・L（二〇〇〇）『レクサスとオリブの木——グローバルゼーションの正体』上・下巻、東江一

- 紀・服部清美訳、草思社。
- マーカス、ジョージ・E (一九九六)「現代世界システム内の民族誌とその今日の問題」足羽與志子訳、タリフノート・シエームス、ジョージ・マーカス編『文化を書く』文化人類学叢書、春日直樹ほか訳、紀伊國屋書店、二〇三―二五九頁。
- 王綿長 (Wan, Mian Chang) (二〇〇三)「泰國華商——開創南北行及其对香港轉口貿易的貢獻」『汕頭大学学報 (人文社会科学版)』一九卷一号、七九―八八頁。
- Bruckner, Andrew W. ed. (2006) *Proceedings of the CITES Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae: 1-3 March 2004 Kuala Lumpur, Malaysia*. NOAA Technical Memorandum NMFS-OPR-34, Washington D.C.: U.S. Department of Commerce.
- CITES. n.d. "The CITES Species". (<http://www.cites.org/eng/disc/species.shtml>) (二〇一三年七月二〇日)
- Coleman, Simon and Pauline von Hellemann (eds.) (2011) *Multi-Sited Ethnography: Problems and Possibilities in the Translocation of Research Methods*. Routledge advances in research methods 3. London: Routledge.
- Falzon, Mark-Anthony (ed.) (2009) *Multi-Sited Ethnography: Theory, Praxis and Locality in Contemporary Research*. Burlington, VT: Ashgate.
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2010). *Putting into Practice an Ecosystem Approach to Managing Sea Cucumber Fisheries*. Rome: FAO.
- Marcus, George E. (1995) Ethnography in/ of the World System: The Emergence of Multi-sited Ethnography. *Annual Review of Anthropology* 24: 95–117.
- Purcell, Steve (2010) *Managing Sea Cucumber Fisheries with an Ecosystem Approach*. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 520. Rome: FAO.
- Sutherland, Heather (2000) Trepan and Wangkang: The China Trade of Eighteenth-century Makassar c. 1720s–1840s. *Bijdragen tot de Taal, Land- en Volkenkunde* 156 (3): 73-94.
- Toral-Granda, V. A. Lovatelli, and M. Vasconcellos eds. (2008) *Sea Cucumbers: A Global Review of Fisheries and Trade*. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 516. Rome: FAO.
- Toral-Granda, Veronica (2008) Galapagos Islands: A Hotspot of Sea Cucumber Fisheries in Latin America and the Caribbean, in Toral-Granda V. A. Lovatelli, and M. Vasconcellos (eds.), *Sea Cucumbers: A Global Review of Fisheries and Trade*. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 516. Rome: FAO, pp. 231-253.
- Warren, James F. (1981) *The Sulu Zone: The Dynamics of External Trade, Slavery and Ethnicity in the Transformation of a Southeast Asian Maritime State*. Singapore: Singapore University Press.

●著者紹介●

- ①氏名……赤嶺淳(あかみね・じゅん)。
- ②所属・職名……一橋大学大学院社会学研究科・教授(二〇一四年四月より)。
- ③生年・出身地……一九六七年、大分県生まれ。
- ④専門分野・地域……東南アジア地域研究、食生活誌学、海域世界研究。
- ⑤学歴……フィリピン大学大学院人文学研究科(フィリピン研究専攻)。
- ⑥職歴……日本学術振興会特別研究員、国立民族学博物館COE研究員を経て名古屋市立大学勤務。
- ⑦現地滞在経験……フィリピン共和国、マレーシア。
- ⑧研究方法……フィリピン、インドネシア、マレーシアを中心に島嶼社会でのフィールドワークを行っている。同時に、水産資源管理に関係する国際条約の会議におけるエコ・ポリテイクスの参与観察も実施している。
- ⑨所属学会……野生生物と社会学会、日本オーラルヒストリー学会。
- ⑩研究上の画期……一九九五年にガラパゴス諸島で生じたナマコ戦争。この事件を契機として、水産業の現場と国際条約の関係性を考察することの必要性を感じ、マルチ・サイテットな研究姿勢の重要性を考えるにいたったから。
- ⑪推薦図書……鶴見良行『バナナと日本人——フィリピン農園と食卓のあいだ』(岩波新書、一九八二年)。日本と東南アジアの関係性を歴史的かつ政治経済的視点から重層的に描いた、モノ研究の代表作。文章も平易で読みやすく、三〇年前の著作ながら、今日でも読み応えある作品である。